

## 平成 26 年度第 1 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 26 年 7 月 29 日 (火) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野県住宅供給公社 3 階会議室

### 3 出席者

【委員】 倉崎委員、原山委員、関委員、三浦委員、井原委員、井沢委員

【事務局 (特定行政庁)】

山田建築住宅課長、宮沢担当係長、政井主任

### 4 審議内容

(1) 同意案件に関する審議 (議案第 1 号)

第一種住居地域におけるクリーニング店の増築の建築許可について (千曲市)

ア 概 要 法第 48 条第 5 項ただし書きの許可

(建築基準法第 48 条第 5 項ただし書の許可の説明)

第 48 条 第一種住居地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	建物から煙突が出る計画のようですが、問題はないのですか。
特定行政庁	本件の煙突はボイラーからの排気処理するためのものであり、国のドライクリーニングの許可基準による排気の規制値を満足しており、支障ないものと考えます。また、煙突高さについては、建築基準法施行令第 115 条により建築物の屋根面からの垂直距離の最低基準はありますが、高さそのものを制限する規制値は当該地域ではありません。
委 員	現在、既存営業している店舗での引火性溶剤による土壌汚染などはありますか。
特定行政庁	既存店舗の土間はコンクリート土間となっていますので、現行の技術基準を満足しているため、土中への汚染はないものと考えます。
委 員	敷地西側に計画のある都市計画道路は都市計画決定していますか。許可条件はありますか。
特定行政庁	都市計画法第 53 条は許可済になっています。特別な条件は付されていません。申請建物の構造、規模を審査のうえ、許可済となっています。
委 員	敷地の西側に農地があるようですが、建物が建設されるような計画がありますか。

特定行政庁	現在のところ建物の建設予定は聞いておりません。
委員	今回の申請は引火性溶剤を工場内に設置しないということですが、ほかの案件については保管する場合もあるということか。
特定行政庁	他のドライクリーニング店などでは容器に引火性溶剤を保管する場合はあります。国の技術基準を満足すれば工場内での保管は可能です。
議長	議案第1号については、同意することに決定します。

(2) 包括同意案件に関する審議（議案第2号）

建築基準法第43条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概要 法第43条第1項ただし書きの許可

（建築基準法第43条第1項ただし書の許可の説明）

第43条 建築物の敷地は、道路に2メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし